



# 輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書の記載要領等

輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書は、既に提出した「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書(第20-(4)号様式)」の記載内容に、変更があった場合に、提出するものです(規則6の2③)。

なお、この届出書は、輸出物品販売場を経営する又は臨時販売場(一般型輸出物品販売場若しくは手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場又は自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場をいいます。)を設置しようとする事業者の納税地を所轄する税務署長に提出してください。

## 【記載要領】

- (1) 「輸出物品販売場(臨時販売場を設置しようとする事業者)の識別符号」欄は、この届出書に係る輸出物品販売場又は臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号を記載します。
  - (2) 「輸出物品販売場の所在地」及び「輸出物品販売場の名称」欄は、この届出書に係る輸出物品販売場の所在地及び名称を記載します。この届出書が、臨時販売場を設置しようとする事業者に係るものである場合には記載不要です。  
また、この届出書に係る輸出物品販売場が自動販売機型輸出物品販売場である場合には、指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号も併せて記載します。  
(注) 1 指定自動販売機の指定番号とは、指定自動販売機の名称・型式ごとに国税庁長官告示で定められた8桁の数字をいいます。  
2 自動販売機管理番号とは、指定自動販売機について1台ごとに設定された15桁の英数字(英字については大文字のみ)をいいます。
  - (3) 「変更の内容」欄は、それぞれ次により記載します。
    - イ 「変更事項」欄  
該当する項目を選択します。  
「5その他」を選択した場合、変更内容を記載します。
    - ロ 「変更日」欄  
変更があった日を記載します。
    - ハ 「上記1の変更」欄  
「変更前」欄及び「変更後」欄は、それぞれ変更前後の電子メールアドレス(80文字以内)を記載します。  
なお、登録が可能な電子メールアドレスは以下の条件を満たす必要がありますのでご注意ください。
      - ・英数字であること
      - ・ユーザー名が「.(ピリオド)」又は「@」で始まっていないこと
      - ・「@」を1つのみ含むこと
    - ニ 「上記2から5の変更」欄
      - (イ) 「変更前」欄及び「変更後」欄は、それぞれ変更事項を記載します。
      - (ロ) 「電子証明書の失効・発行」欄は、該当する項目を選択します。  
また、新たに電子証明書(クライアント証明書)の発行が必要となる場合は、電子メールアドレス(80文字以内)を記載します。
- (例) 1 購入記録情報の提供方法を「届出者が自ら提供する方法」から「承認送信事業者が提供する方法」へ変更する場合等、電子証明書(クライアント証明書)を使用する必要が無くなったときは、「発行を受けた電子証明書を失効させる」を選択します。
- 2 購入記録情報の提供方法を「承認送信事業者が提供する方法」から「届出者が自ら提供する方法」へ変更する場合等、購入記録情報を提供するために、電子証明書(クライアント証明書)を新たに発行する必要があるときは、「新たに電子証明書の発行を受ける」を選択します。
- 3 購入記録情報の提供を承認送信事業者が行っている場合であって、契約する承認送信事業者の変更等により、承認送信事業者の識別符号、氏名又は名称を変更することとなったときは、「電子証明書の失効・発行のいずれも必要ない」を選択します。